

◆ 「給与天引き法」 1 枚提案書

◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「給与天引き法」とは、企業などの雇用組織が、「〇〇料」や「〇〇費」というように、何らかの名目を設けて、労働者の給与から強制的にお金を差し引くことを禁止する法律です。

◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現在の日本では、会社が、さまざまな名目で、労働者の給与からお金を差し引くということがまかり通っている。
- この天引きという行為は労働者の家計に少なくないダメージを与えている。月々にすれば大した金額ではないが、年間にすれば大きな金額となる。
- 天引きの中には不当な収奪であるものがある。たとえば、「義援金」「制服代」「ノルマ未達成のペナルティ」など。
- 不当な天引きの中には「労働基準法第 24 条」を根拠に行われているものがある。この条文によって、労使協定を締結し、就業規則に明記し、また、雇用契約書や労働条件通知書に明記し、労働者の同意を得れば、さまざまな収奪が可能になっている。
- 労働者はこの現状に納得していない。そして、泣き寝入りしている。
- 一般的な企業別労働組合は天引きの廃止に消極的であるように思える。組合自体が天引きを活用し組合費の強制徴収を行っているため、これの廃止をおそれて、天引きの問題には触れたがらないと思える。
- 現行法では労働者の給与を天引きから保護することができない。
- この現状を放置し続ければ、労働者の家計は、小さなダメージを積み重ねて、ダメージが増大し続けることになる。

◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

【主目的】

労働者の収入を保護する

【大目的】

労働者の人生をより豊かにする。

◆◆◆ 4.論理 ◆◆◆

不当な天引きを禁止する法律をつくり、違反した経営者に重い処罰を与えることにする。

経営者は、重い処罰をおそれて、不当な天引きをできなくなる。

労働者は給与の一部を不当な天引きで巻き上げられることがなくなる。

◆◆◆ 5.構想 ◆◆◆

- 会社が労働者の給与から天引きするものを明確に法律に定める。
- 不当な天引きを禁止する。
- 労働組合や労働者の方から天引きを要求することも禁止する。
- 労働組合費の支払いは口座引き落としにする。
- 会社が違反した場合は重く処罰する。
- 労働基準法第 24 条を改正する。

*** 署名のお願い ***~~~~~

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしくお願いいたします。